

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

平成30年7月発行

第17号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<http://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



平島堰（羽生市大字三田ヶ谷地内）

「土地改良施設維持管理適正化事業により補修工事实施」

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- お知らせ 役員・総代選挙について
- 平成30年度予算
- 平成30年度賦課金等について
- 平成29年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- お願い
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

平成29年度通常総代会 開会あいさつ

羽生領島中領用排水路土地改良区
理事長 野 本 陽 一



皆さん、おはようございます。本日ここに、平成29年度通常総代会を開催致しましたところ、総代の皆様方には、ご多用のところ、このように大勢ご出席いただきまして誠にありがとうございました。先ずもって厚く御礼申し上げます。

本日はご来賓として、衆議院議員 農林水産大臣政務官 野中厚様、参議院議員 関口昌一様の代理の秘書多田様、同じく参議院議員 古川俊治様の代理の秘書高橋様にご臨席を賜りました、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、埼玉県農林部農村整備課 林課長様、加須農林振興センター 鈴木所長様、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所 細山田所長様には年度末の大変お忙しい中、ご臨席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。ご来賓の皆様方には、常日頃当土地改良区の事業運営に特段のご高配とご指導を賜り、この場をお借り致しまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の総代会におきましては、当土地改良区の表彰規程に基づきまして、長きにわたり総代及び役員を務めていただきました皆様方、改良区のためにご尽力をいただき大変ありがとうございました。皆様方の表彰を執り行いたいと思っております。また、20年以上勤務を致しました職員の表彰も合わせて執り行います。

さて、本土地改良区におきましては、長年にわたる大きな課題でありました排水の整備でございますが、排水の整備を用水路と同様に国営事

業として実施していただきたく検討して参りました。事業化にあたりましては、前理事長でありました故 野中英二先生の埼玉平野構想がありましたが、私も理事長に就任してから埼玉県農林部のご協力をいただきまして、度々、国に事業の採択を働きかけて参りましたが、事業化にあたりましては、各排水路の排水先であります一級河川中川の整備が不可欠であること、国営事業を実施するための事業制度上の様々な制限がありまして、従来の事業制度の枠内では当土地改良区の管理排水路のうち僅か一割程度しか整備できない状況でありました。

このうち、中川の整備につきましては、今、ご臨席をいただいております、野中厚代議士、それから今日は来られませんが、柿沼トミ子県議会議員と一緒に、直接JR東日本へ当時の大塚相談役に面談を致しまして、JR宇都宮線の鉄橋の拡幅の推進についてお願いしたところであります。県土整備部は、JR宇都宮線鉄橋の狭窄部の拡幅、現在は30m程度のものを100mに拡幅することにつきまして、平成30年度に詳細設計を実施致しまして、平成31年度には工事に着手し、平成35年度に完了の予定であります。さらに、国道125号の古門樋橋から新槐堀川合流地点までの中川の整備につきましても、県土整備部で計画を策定して、平成40年度までに完了する予定であります。

一方、国営事業として実施できる排水路をできるだけ増やす方法を、国・埼玉県・羽生市・加

須市・久喜市の関係3市とともに検討を致しまして、農政の目指す方向である高収益作物を中心とした営農体系への転換を進めることで、多くの排水路整備が可能との結論を得ることができました。高収益作物を中心とした営農転換につきましては、関係市と調整致しまして、米一辺倒から儲かる農業を推進するため、不可欠であることにつきましてご賛同を頂き、1月26日に加須・羽生・久喜の3市長が揃って、農林水産省へ排水路整備の早期実現について要望して頂きました。私も理事長と致しまして、また、地域の排水改善と致しましては、県議会議員と致しまして3市長に同行致しました。これによりまして、国営事業で多くの水路整備が実施できる目途がつけました。これまでは、国営事業でできるかどうかの調査検討でありましたが、これからは、国営で事業を実施するための計画作りを進めて頂くことになりました。

昨年、利根川上流8ダムの貯水量が6月中旬から急速に減少致しまして、28年に続いたの渇水であるかと危惧致しましたが、幸いにも7月4日から降雨、そして8月の初め、それから、お盆頃には降雨がありまして平年並みに回復致しました。水管理は一部の区域においては、番水を実施しご迷惑をお掛けしておりますが、計画通りに水を配ることができました。これも組合員の皆様のごまめな水管理とご努力のお陰であると感謝申し上げます。

当改良区は、昨年4月から栗橋支所を廃止致しまして、事務所を統合し業務をスタート致しま

した。少し距離が離れましたが、水管理に当たっては、迅速かつきめ細かい対応を心掛けて参りました。至らないところもあったかと存じますが、何よりも地域の揚水組織、各組合員の皆様のご協力とご努力により従来通り配水することが出来ました。今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

続きまして、29年度に実施しました県営事業については、島中領地区の石綿管交換工事は、中川沿いの中里地区及び狐塚地区において約1,100mを実施致しました。また、稲荷木落排水路の整備は、第三期事業としてカインズホームの裏手の水路263mの護岸を整備致しました。

土地改良区が実施致しました事業は、県の補助金による県費単独土地改良事業によりまして、旧大利根町の堤根落排水路134m、羽生市の上村下ノ落排水路53mを整備し、国と県からの交付金を受ける維持管理適正化事業により中谷落排水路にあります平島堰ゲート、大越揚水機場のポンプ設備等の補修整備を致しました。

結びになりますが、農業情勢、農政が大きく転換する中、土地改良区の在り方、方向を的確に捉えまして、組合員の皆様方のために業務運営に努めて参りたいと存じております。総代の皆様方のご支援ご協力を心からお願い申し上げますとともに、羽生領島中領用排水路土地改良区の益々の繁栄と、ご参会の皆様方のご健勝を祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



(理事長 挨拶)



(議案採決状況)

お 知 ら せ

○総代・役員選挙が実施されます

当土地改良区総代の任期が、平成30年8月24日で満了となり土地改良法並びに定款などの規定により本年8月に選挙を行う予定です。総代は、任期が4年間で組合員の皆様の代表として決算の承認、予算の議決、役員選挙等、重要事項を決める大切な仕事を担当します。

総代に立候補できる方は、組合員で年齢25歳以上の方、かつ、成年被後見人、被保佐人及び禁固以上の刑に処せられて執行中でない方で、下記の選挙区ごとが定数になります。

また、役員（理事・監事）の任期は、平成30年9月9日で満了となり、選任された総代により8月末開催予定の臨時総代会で選挙されます。

理事は、業務の執行機関であり、事業の推進、広報活動など重要な仕事にあたります。

監事は、業務の執行及び財産、会計経理の状況を監査し、理事会・総代会に報告し、土地改良区を円滑かつ適正に運営するための監査の職務になります。

○総代・役員の選挙区ごとの定数は下記のとおりです。

選 挙 区	選 挙 の 区 域		定 数		
	市	地 区 名	総 代 数	理 事 数	監 事 数
第 1 区	羽 生 市	羽生・岩瀬・新郷	6 人	2 人	1 人
第 2 区	羽 生 市	川 俣	3 人	1 人	
第 3 区	羽 生 市	須 影	5 人	1 人	
第 4 区	羽 生 市	手 子 林	6 人	1 人	
第 5 区	羽 生 市	井 泉	6 人	1 人	
第 6 区	羽 生 市	三 田 ヶ 谷	5 人	1 人	
第 7 区	羽 生 市	村 君	5 人	1 人	
第 8 区	加 須 市	大 越	5 人	1 人	1 人
第 9 区	加 須 市	樋 遣 川	6 人	1 人	
第 10 区	加 須 市	不 動 岡	4 人	1 人	
第 11 区	加 須 市	三 俣	5 人	1 人	
第 12 区	加 須 市	豊 野	3 人	1 人	
第 13 区	加 須 市	原 道	5 人	1 人	
第 14 区	加 須 市	元 和	5 人	1 人	
第 15 区	加 須 市	東	3 人	1 人	
第 16 区	久 喜 市	静	5 人	1 人	1 人
第 17 区	久喜市・幸手市	栗橋・豊田・幸手市の一部	5 人	2 人	
員 外				2 人	
計			82 人	21 人	3 人

平成30年度一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1. 組合費	186,609	41.4%	1. 事務費	90,298	20.0%
2. 財産収入	3,536	0.8%	2. 選挙費	4,420	1.0%
3. 使用料及び 手数料	19,007	4.2%	3. 事務所費	1,931	0.4%
4. 補助金及び 交付金	24,393	5.4%	4. 事業費	300,453	66.7%
5. 受託費	12,200	2.7%	5. 諸 費	35,677	7.9%
6. 寄付金	1	0.0%	6. 諸支出金	13,351	3.0%
7. 納付金	12,518	2.8%	7. 繰出金	3,801	0.8%
8. 雑収入	4,221	0.9%	8. 諸帳簿整理費	1	0.0%
9. 繰越金	56,000	12.4%	9. 予備費	816	0.2%
10. 繰入金	30,600	6.8%			
11. 負担金	101,663	22.6%			
合 計	450,748	100.0%	合 計	450,748	100.0%

平成30年度実施予定事業

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
堤 根 落 排 水 路	加 須 市 新 川 通 地 内	鉄筋コンクリート柵渠工
上 村 下 ノ 落 排 水 路	羽 生 市 大 字 弥 勒 地 内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 水路改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
自 然 排 水 路	加 須 市 細 間 地 内	鉄筋コンクリート柵渠工

3. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
久喜市狐塚 他 地内 (中里揚水機場)	1,100m	管 水 路 更 新 工

平成30年度賦課金等について

1. 賦 課 金

◎平成30年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

☆納付期限 上半期 平成30年7月1日～平成30年7月31日
下半期 平成30年11月1日～平成30年11月30日

2. 陸田等用水使用料

◎平成30年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、使用料を徴収します。

地 区	用 途	1㎡あたり
羽生領地区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆納付期限 全期 平成31年1月1日～平成31年1月31日

3. 地区除外決済金

◎農地を転用する時の地区除外決済金は次のとおりです。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

※島中領地区のバイブライン区域については、決済金とは別に県営土地改良事業の受益者負担金(下記6)の精算金がかかります。

4. 目的外排水負担金

◎平成30年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

5. 施設使用料

◎平成30年4月1日現在の施設使用者に対して発付されます。

※目的外排水負担金と施設使用料は消費税(8%)がかかります。

6. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、平成30年1月1日現在の土地所有者に発付されます。

1㎡あたり 1.18円 (田・畑)

平成29年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	134m	25,974,000円
上村下ノ落排水路改良工事	羽生市大字弥勒地内	53m	5,130,000円
計		187m	31,104,000円

2. 水路改良事業（改良区単独費で行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
自然排水路改良工事	加須市細間地内	45m	4,903,200円
計		45m	4,903,200円

3. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
大越揚水機場補修工事	加須市大越地内	揚水機1式	8,640,000円
平島堰補修工事	羽生市大字三田ヶ谷地内	井堰工1式	4,320,000円
計			12,960,000円

4. 県営土地改良事業（改良区がその一部を負担して行った県の事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
石綿管交換工事	久喜市狐塚地内	1,096m	84,360,000円
計		1,096m	84,360,000円

5. 維持管理事業

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路、行幸用水路 他	67	10,163,200円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路、仁蔵堀用水路 他	157	52,445,522円
水路修繕工事	自然排水路、中里揚水機場系 他	30	15,141,320円
樋管堰枠工事	樋ノ口堰、S44幹線1号用水路 他	10	3,041,303円
揚水機場等施設維持費	樋遣川揚水機場、佐間第1揚水機場 他	35	6,813,235円
計		299	87,604,580円

■水路にゴミを捨てないようにご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。
このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。

平成29年度 事業の完成写真

◆県費単独土地改良事業 堤根落排水路改良工事(加須市新川通地内)



(工事前)



(工事後)

◆県費単独土地改良事業 上村下ノ落排水路改良工事(羽生市大字弥勒地内)



(工事前)



(工事後)

◆水路改良事業 自然排水路改良工事(加須市細間地内)



(工事前)



(工事後)

◆県営土地改良事業 石綿管交換工事(久喜市狐塚地内)



(石綿管撤去)



(塩ビ管設置)

財務状況の公表

平成28年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一般会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	182,134,970	1. 事 務 費	68,346,121
2. 財 産 収 入	12,131,537	2. 選 挙 費	0
3. 使用料及び手数料	19,656,608	3. 事 務 所 費	98,309,022
4. 補助金及び交付金	19,487,000	4. 事 業 費	257,703,593
5. 受 託 費	11,982,600	5. 諸 費	32,867,276
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	8,062,933
7. 納 付 金	12,598,127	7. 繰 出 金	4,915,210
8. 雑 収 入	3,542,806	8. 諸 帳 簿 整 理 費	0
9. 繰 越 金	59,451,576	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	124,526,800		
11. 負 担 金	100,860,932		
収 入 合 計	546,372,956	支 出 合 計	470,204,155

収入支出差引残金 76,168,801円 翌年度へ繰越

【特別会計】

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	133,880,703	22,793,208	111,087,495
農地転用(羽生領地区)	2,770,998,869	94,062,988	2,676,935,881
農地転用(島中領地区)	61,701,750	24,000,000	37,701,750
維持管理積立金(島中領地区)	25,196,506	6,526,800	18,669,706

【財産目録】

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		引当金負債	
一般会計	76,168,801	職員退職手当	111,087,495
未収入金	21,200,916	農地転用決済金	2,714,637,631
特定資産		維持管理積立金	18,669,706
職員退職手当引当金	111,087,495	基本財産	753,760,591
農地転用決済金	2,714,637,631		
維持管理積立金	18,669,706	未払金	
基本財産	753,760,591	特定施設維持管理基金	50,276,355
特定施設維持管理基金	50,276,355		
固定資産			
土地 事務所敷地 外	68,346,019		
建物 事務所 外	241,202,000		
備品 自動車 外	23,760,460		
資 産 合 計	4,079,109,974	負 債 合 計	3,648,431,778

● お 願 い ●

1. 水管理について

本土地改良区で、かんがい期間中に使用できる水量は、許可水利権によって総量及び期別の水量が決められているため、かけ流し等のムダを無くし有効利用を心がけていただきますようお願いいたします。

2. 施設の破損について

自動車等の接触によりフェンスなどの破損が多く発生しています。水難事故など、安全面に影響がありますので、見かけた場合は土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いいたします。



3. 水難事故の防止について

かんがい期間中は水路の水位が上がっております。また、大雨等により急激に水位が上がる場合もあり、大変危険です。水路の近くで遊んでいる子供達を見かけたら一声かけて注意をお願いします。

(子供達を水難事故から守りましょう)



4. 境界確認申請について

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。申請用紙はホームページまたは土地改良区にあります。

5. 口座振替について

土地改良区賦課金・陸田等用水使用料・施設使用料・目的外排水負担金・受益者負担金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座からの引落としが出来ませんので、早めに変更手続きをお願いします。

※ 口座振替のできる金融機関

1. 埼玉りそな銀行	本・支店	7. 埼玉縣信用金庫	本・支店
2. りそな銀行	本・支店	8. 中央労働金庫	本・支店
3. 足利銀行	本・支店	9. ほくさい農業協同組合	各支店
4. 武蔵野銀行	本・支店	10. 埼玉みずほ農業協同組合	各支店
5. 群馬銀行	本・支店	11. ゆうちょ銀行	
6. 東和銀行	本・支店		

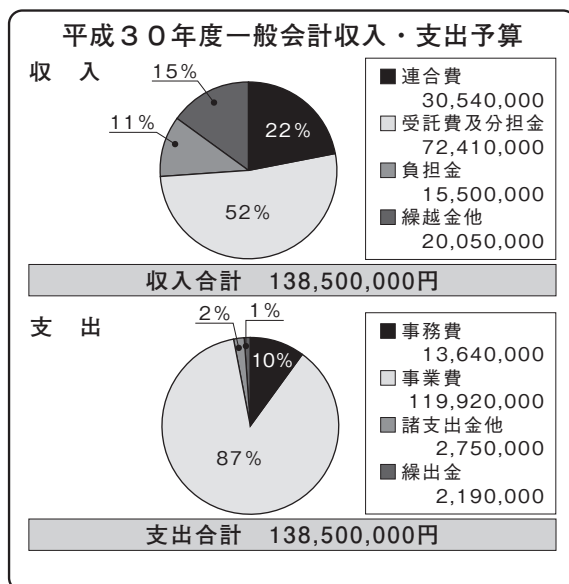
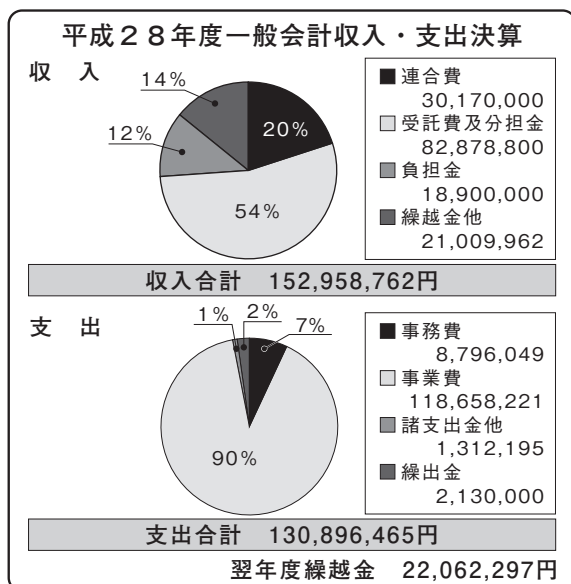
※ 口座振替で納付される方へ

引落とし先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
尚、納付証明書が必要な方はご連絡いただきましたら発行いたします。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、「利根中央事業」で整備された農業水利施設により北は羽生市から南は八潮市まで10市3町に跨る約12,700haの農地を対象に、安定的な用水の供給と公平な用水配分に努めています。平成29年度は、利根川上流域において、4月から6月の降水量が平年の約7割程度となり、平成28年度に続き2年連続の渇水が心配されましたが、梅雨に入ってから適度に降雨があり、取水計画通りに用水を供給する事が出来ました。平成30年度は4月末で利根川上流の7つのダムがほぼ満水になり、利根川の流況も安定していますが、今後の降雨状況によっては、ダムの貯水量が減少する可能性もありますので、引き続き、適切な用水使用にご協力を下さいますようお願い致します。

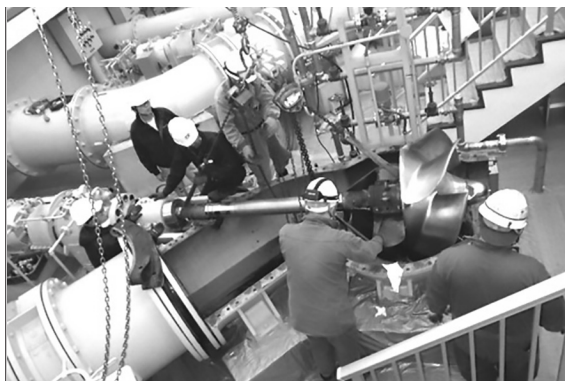
《平成30年3月13日(火)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》



◇平成30年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	18,100,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	12,440,000円
連合費 総賦課額	30,540,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管内の管理状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



○県営基幹水利施設管理事業
【金野井揚水機場3号ポンプ整備工事】



○佐波分水堰(加須市外野地内)

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

～ 各種様式につきましてはホームページよりダウンロードできます ～

地区除外申請書及び 農地転用等の通知書

農地を農地以外に転用するとき ※1

1. 農地を宅地等へ転用するとき

★市街化区域内における農地の転用は、
地区除外申請書のみ届出をお願いします

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があったとき

1. 組合員が死亡（相続）されたとき
2. 土地の所有権・耕作者の異動があったとき
3. 住所の変更が生じたとき
4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき ※2
3. 資材置場等に一時使用するとき

施設使用承認申請

管理施設（水路敷等）を使用するとき

1. 宅地等の出入りに橋梁を設置するとき
2. 排水管・水道管・ガス管等を埋設するとき
3. 看板・電柱・街灯を設置するとき

※1 農地を転用する場合は、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。（調整区域・市街化区域）

※2 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

■公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも、地区除外決済金が発生します。事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いします。

陸田耕作異動申告書（羽生領地区）

陸田耕作面積等の異動があったとき

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき
3. 貸借関係に異動があったとき
4. 耕作者の住所・氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の異動については、自己申告制になっておりますので、左記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

◎提出期限 平成30年9月30日

《注意》

異動申告書の届出がない場合は、前年度（平成29年度）の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承ください。